

令和2年3月26日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年3月25日（水）（午後4時～）に、第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定いたしました。

記

【決定事項】

- 税と保険料の支払いに関して、新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難となる場合については、支払いを猶予できることとしました。（別紙1）
- 4月以降に教育活動を再開するにあたり、別紙のとおり感染予防等の対策を行うこととしました。（別紙2）
- 乳幼児健康診査について、4月以降再開することとしました。（別紙3）

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対する 市税・保険料における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納付者(ご家族を含む。)がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料について徴収の猶予制度がありますので、ご相談ください。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納付者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納付者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納付者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

問い合わせ先

立川市役所 電話:042-523-2111

- 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料 収納課(内線 1257)
- 介護保険料 介護保険課(内線 1446)

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付できない場合は、申請による換価の猶予制度がありますので、収納課(内線 1257)にご相談ください。

教育活動の再開等について

1 健康管理について

①検温等の健康観察の徹底

- ・健康観察（検温、食事、睡眠等の記録）カード等を活用し、健康状態の確認を行うとともに、生活指導、食育等で免疫力を高める指導を行う。
検温を忘れた児童・生徒については保健室で検温する。
教職員も検温し、症状の確認を行う。
- ・発熱等が見られた場合は、当該児童・生徒を別室で待機させ家庭へ引き渡す。
- ・教職員は発熱がある場合、出勤させない。
- ・学校だより、保健だより等を活用し各家庭に医療情報（新型コロナウイルスの受診の流れ等）を提供する。

②学校生活の中での感染予防の徹底

- ・換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声が同時に重なる場を避ける。
- ・マスクの着用を徹底する。教員も着用する。
購入が難しい児童・生徒は給食当番用の布製マスク等を工夫させる。
- ・授業と授業の間ごとに換気及び手洗いを徹底する。
- ・集団感染予防として、集会等は自粛する。
- ・給食時は机を向き合わせないなど、配置の工夫等をする。
- ・児童・生徒下校後に教職員による消毒（次亜塩素酸ナトリウム）作業など、ノロウイルス対策に準じて実施する。

※消毒用の消毒液、手洗い用の石鹼等を教育委員会で購入し学校に4月3日までに配布する。

③児童・生徒あるいは教職員に感染者が出た場合

- ・2週間の出席停止（教職員は病気休暇等）とする。
- ・臨時休校等の判断については、学校医、学校薬剤師、保健所等と協議し判断する。
- ・保健所の指導により、専門業者による施設の消毒を行う。

2 学習指導について

①臨時休業に伴う学習の遅れについて

- ・未指導となった事項に対して、校長会と調整を図り4月に集中して対応する。また、学習の遅れに関しては、補習等を随時実施する。

②部活動について

- ・実施方法や時間等、校長会と調整を図り、短時間で実施するよう指導する。

3 施設活用について

①学校施設の貸し出しについて

- ・施設利用者に対して、体育館等の利用後にトイレ・更衣室等のドアノブなどの消毒を行うように依頼する。
- ・学童保育所と連携を図り対応する。

4 その他

①入学式・始業式の工夫について

- ・別紙3補足資料の通り

②就学援助への柔軟な対応

- ・家計の急減への迅速な対応、申請期間も延長するなど、柔軟な対応を図る。

春季休業及び入学式・始業式等について

1 春季休業の過ごし方 ※修了式で保護者向けに文書で周知

【家庭学習】 臨時休業中に引き続き課題を提示する。

【校庭開放の継続】

- ①日 時 令和2年3月26日(木)から令和2年4月3日(金)までの平日
午前9時から午後4時(昼の1時間は自宅で過ごす)
- ②対 応 定期的な見回りどけが等の対応
- ③留意事項 中学校のジャージ着用での校庭使用可とする。新年度に向けた標準服等の準備のため、部活動は中止。
- 【学校の相談体制】 子どもたちが、不安や悩みをかかえたら、いつでも学校に相談できる体制を整え、家庭に周知する。

2 入学式について ※修了式で保護者向けに文書で周知及び春季休業中に電話、ホームページ、メールにて周知

- ①日 時 小学校 令和2年4月6日(月) } 3月23日時点
中学校 令和2年4月7日(火) }
- ②参加者 新1年生・教職員・保護者(各家庭2名まで) ※ 来賓・在校生は参加しない
- ③式次第 (入退場含まず60分以内を目途とする)
- | | | |
|---------|---------------|--------|
| 1 開式の辞 | 2 国歌斉唱(国旗は掲揚) | 3 校長式辞 |
| 4 教職員紹介 | 5 校歌斉唱 | 6 閉式の辞 |
- ※ 教育委員会告辞・市長祝辞・祝電はすべて掲示のみ
- ④その他
- ・会場入り口でアルコール消毒の実施
 - ・飛沫感染防止のため、参加者は原則マスク着用(手作りマスク可)
 - ・体調不良の児童生徒は自宅療養。その場合は保護者も参加を遠慮いただく。(保護者自身が体調不良の場合も参加を遠慮いただく)

3 始業式について ※修了式で保護者向けに文書で周知

- ①日 時 令和2年4月6日(月) ※3月23日時点 登校時刻、下校時刻は学校で指定する
- ②方 法 校庭もしくは校内放送にて式を実施する。
その後、各学級において学級活動等を実施し、下校とする。
- ③その他 体調不良の児童生徒は自宅療養とし、感染防止を目的として休んだ場合は、欠席扱いとしないものとする。

4 給食について

- ①開始日 令和2年4月10日(金) 小学校2～6年生・中学校2～3年生
※3月23日時点 小学校1年生・中学校1年生は、学校ごとの開始日となる。
- 5 その他
- ・ノロウイルス対策に準じて、校内の消毒を行う等、衛生環境を整え新学期に備える。
 - ・令和2年3月23日(月)に臨時校長会を開催し、立川市の方針を伝えた。

本「チェックリスト」は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に沿った対応状況を各学校で確認する際の参考として作成したものです。

参考

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

《チェックリスト》

- 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温，風邪症状の有無等の確認を行う準備ができていますか？
- 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- 学校医，学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え，清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
- 3つの条件（換気の悪い密閉空間，人の密集，近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため，(1)換気の徹底(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？
- 一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策について検討しましたか？
- 入学式や始業式の実施方法を工夫しましたか？
- 部活動の実施にあたり，実施内容や方法を工夫した上で，感染防止のための対応を行いましたか？
- 学校給食の実施にあたり，感染防止のための工夫を行いましたか？
- 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用について検討しましたか？

児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断について

児童生徒等又は教職員の感染が判明

<児童生徒等>

- ・ 当該児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止
- ・ 他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

設置者は、

- ・ 当該感染者の症状の有無
 - ・ 学校内における活動の態様
 - ・ 接触者の多寡
 - ・ 地域における感染拡大の状況
 - ・ 感染経路の明否
- 等

総合的に考慮し、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談

感染した児童生徒等及び濃厚接触者の
出席停止のみ (学校保健安全法第 19 条)

学校の全部又は一部の
臨時休業を実施 (学校保健安全法第 20 条)

※今後、どこかの地域でオーバーシュート（爆発的患者急増）が生じた場合には、3月19日の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）で示された見解に基づき対応することとなります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止における乳幼児健康診査の対応について

乳幼児健康診査（3～4か月児・1歳6か月児・3歳児・歯科）につきまして、新型コロナウイルス感染症対策として開催を延期しておりましたが、下記の通り実施することとしましたので、お知らせいたします。

記

- 1 対象児の受診期間、健康状態の把握、並びに保護者の育児状況等の把握の必要性を鑑みて以下の点に注意し、4月上旬より再開することとする。
- 2 健康会館内会議室等を最大限活用し、来館者の接触機会を徹底して排除する。
- 3 来館時間を個別に指定する。
- 4 来館時にはすべての乳幼児及び保護者を対象に、手洗い、消毒、検温の協力を求める。
- 5 必要に応じて健康診査実施回数を増加する。